



# 金 沢 市 公 報

号外第10号の2

令和8年(2026年)3月4日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 10
○金沢市子どもアート工房みたに条例の施行期日定める規則 (幼児教育センター)	1	○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 11
○金沢市子どもアート工房みたに条例施行規則 ( " )	1	○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 11
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (総務課)	3	○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 11
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	6	○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 12
○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	8	○金沢市公害貸与規則の一部を改正する規則 (総務課) 13
○金沢市行政手続条例施行規則及び金沢市聴聞規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	8	○金沢市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 13
○金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	9	○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 14
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 ( " )	10	

## 規 則

金沢市子どもアート工房みたに条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

### ●金沢市規則第3号

金沢市子どもアート工房みたに条例の施行期日を定める規則

金沢市子どもアート工房みたに条例(令和7年条例第46号)の施行期日は、令和8年5月1日とする。

金沢市子どもアート工房みたに条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

### ●金沢市規則第4号

金沢市子どもアート工房みたに条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市子どもアート工房みたに条例(令和7年条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により、金沢市子どもアート工房みたに(以下「子どもアート工房」という。)の

アトリエ又は屋外広場（以下「アトリエ等」という。）の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市こどもアート工房みたに使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

（使用申請書の受付期間）

第3条 使用申請書の受付期間は、アトリエ等を使用する日（以下「使用日」という。）の1年前の日の属する月の初日から使用日の属する月の前月の10日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用承認書の交付）

第4条 市長は、アトリエ等の使用を承認したときは、金沢市こどもアート工房みたに使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

（入館者の遵守事項）

第6条 こどもアート工房の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (5) 建物、設備、展示品等を毀損し、又は汚損しないように注意すること。
- (6) その他こどもアート工房の職員の指示に従うこと。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和8年5月1日）から施行する。

様式第1号(第2条関係)

金沢市子どもアート工房みたに使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所  
氏 名

(団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市子どもアート工房みたにを使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的 (内 容)					
使用人数					
使用日		年 月 日 ( 曜日)			
使用施設		使 用 時 間			
<input type="checkbox"/>	アトリエ1	時	分	から	時 分 まで
<input type="checkbox"/>	アトリエ2	時	分	から	時 分 まで
<input type="checkbox"/>	屋外広場	時	分	から	時 分 まで
<input type="checkbox"/>	上記の施設全て	時	分	から	時 分 まで
使用責任者		氏 名			
		連絡先			

備考 使用する施設の□の中にレ印を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

金沢市子どもアート工房みたに使用承認書

住 所  
氏 名

様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった金沢市子どもアート工房みたにの使用について、次のとおり承認します。

使用の目的 (内 容)					
使用人数					
使用日		年 月 日 ( 曜日)			
使用施設		使 用 時 間			
<input type="checkbox"/>	アトリエ1	時	分	から	時 分 まで
<input type="checkbox"/>	アトリエ2	時	分	から	時 分 まで
<input type="checkbox"/>	屋外広場	時	分	から	時 分 まで
<input type="checkbox"/>	上記の施設全て	時	分	から	時 分 まで
使用責任者		氏 名			
		連絡先			

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「	スポーツ振興課	企画係 施設係	」を
「	スポーツ振興課 部活動地域展開推進室	企画係 施設係	」に、
「庶務係 林業振興係 森づくり係」を「企画庶務係 森林管理係 森林整備係」に、「市民協働推進係」を「市民協働係 地域コミュニティ係」に、			
「	福祉健康センター総務課	総務係	」を
「	福祉健康センター総務課	庶務係 保健推進係	」に、

「保護第5係」を「保護第5係 保護第6係」に改める。

第6条の表中

「		2 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	」を
「	部活動地域展開推進室	1 部活動の地域展開の推進に関する事項	」に
		2 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	

改める。

第8条第1項の表森林再生課の項を次のように改める。

森林再生課	企画庶務係	1 森林再生施策の企画及び推進に関する事項 2 林産物の生産、加工及び流通に関する事項 3 林業大学の運営に関する事項 4 金沢もりづくりベース東浅川に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項
	森林管理係	1 市営造林に関する事項 2 民有林の再生の支援に関する事項 3 森林の経営管理に関する事項
	森林整備係	1 林業施設の整備及び維持管理に関する事項 2 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項 3 治山及び海岸砂防に関する事項 4 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項

第9条の表市民協働推進課の項を次のように改める。

市民協働推進課	市民協働係	1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項 ア 市民参加の推進に関する事項 イ 市民活動団体等との協働の推進に関する事項 ウ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 エ 学生のまちの推進に関する事項 オ グッドマナーの推進及びばい捨て等の防止に関する事項 カ 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 市民活動サポートセンターに関する次に掲げる事項 ア 市民活動団体等の活動への支援に関する事項
---------	-------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 市民活動団体等の相互の連携の促進に関する事項</li> <li>ウ 市民活動サポートセンターの管理運営に関する事項</li> <li>3 金沢学生のまち市民交流館に関する次に掲げる事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学生と市民との交流の促進に関する事項</li> <li>イ 自主的なまちづくり活動に対する支援に関する事項</li> <li>ウ 金沢学生のまち市民交流館の管理運営に関する事項</li> </ul> </li> <li>4 課の庶務に関する事項</li> <li>5 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項</li> </ul>
	地域コミュニティ係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項</li> <li>2 住居表示等に関する次に掲げる事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 旧町名の復活の推進に関する事項</li> <li>イ 町名及び町の区域の変更に関する事項</li> <li>ウ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。）</li> </ul> </li> <li>3 市民相談に関する事項</li> <li>4 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地縁による団体の認可に関する事項</li> <li>イ 広聴に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	近江町交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項</li> <li>2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項</li> </ul>

第10条第1項の表中

福祉健康センター総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉健康センターの統括に関する事項</li> <li>2 福祉健康センターの施策の総合的企画及び調整に関する事項</li> <li>3 保健師の研修の企画及び実施に関する事項</li> <li>4 妊婦のための支援給付に関する事項</li> </ul>	を
-------------	-----	---	---

福祉健康センター総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉健康センターの統括に関する事項</li> <li>2 妊婦のための支援給付に関する事項</li> <li>3 課の庶務に関する事項</li> <li>4 他係に属しない事項</li> </ul>	に、
	保健推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉健康センターの施策の総合的企画及び調整に関する事項</li> <li>2 保健師の研修の企画及び実施に関する事項</li> </ul>	

	保護第5係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。）</li> <li>2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。）</li> <li>3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。）</li> </ul>	を
--	-------	--	---

	保護第5係	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。）	
	保護第6係	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。）	に

改める。

第11条の表中

		3 幼児教育センターの庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	を
--	--	------------------------------------	---

		3 こどもアート工房みたにに関する事項 4 幼児教育センターの庶務に関する事項 5 他係に属しない事項	に
--	--	---	---

改める。

第13条の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第6号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中

		4,000万円を超えるもの	
○	を	○	に、
		8,000万円を超えるもの	

	資金前渡に係る学校校費並びに医薬材料費及び薬品費は、4,000万円を超えるもの	を
	にあっても、所管局長専決とする。	

4,000万円を超えるもの	資金前渡に係る学校校費並びに医薬材料費及び薬品費は、4,000万円を超えるもの	に、
	にあっても、所管局長専決とし、合議を要しない。	

	4,000万円を超えるもの	を	に、
300万円を超えるもの	300万円を超えるもの		
	4,000万円を超えるもの		
2,000万円を超えるもの	2,000万円を超えるもの		
	4,000万円を超えるもの		
	4,000万円を超えるもの		

	<p>公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とする。</p> <p>法令、条例、規則又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のもの及び過年度貸付けに係る貸付金は、所管局長専決とする。</p>	を

4,000万円を超えるもの	公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とし、合議を要しない。 法令、条例、規則又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のもの及び過年度貸付けに係る貸付金は、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とし、合議を要しない。
4,000万円を超えるもの	

に改め、同アの表の備考第3項中「200万円を超える」を「200

万円を超え、かつ、1,500万円以下の」に改め、「f)及び」の次に「変更する額が1,500万円を超える額の支出負担行為何書並びに」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第7号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号の2シ中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同号ス中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

金沢市行政手続条例施行規則及び金沢市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第8号

金沢市行政手続条例施行規則及び金沢市聴聞規則の一部を改正する規則

（金沢市行政手続条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市行政手続条例施行規則（平成8年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（公示の方法による聴聞の通知等）

第5条の2 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（金沢市聴聞規則の一部改正）

第2条 金沢市聴聞規則（平成6年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段」を「法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

### ●金沢市規則第9号

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第14号中「次項第4号、第6号及び第9号」を「次項第3号から第5号まで」に改め、同号を同項第18号とし、同項第9号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、同項第8号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）、配偶者の父母その他市長が定める者を会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話、中学校就学の始期に達するまでの子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第17条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

第17条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しよう</sup>血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第17条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号及び第8号を削り、同項第9号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第5号とし、同項第10号中「前項第14号」を「前項第18号」に、「第4号、第6号及び前号」を「第3号から前号まで」に、「同項第14号」を「同項第18号」に改め、同号を同項第6号とし、同条第4項及び第5項中「第1項第4号、第7号及び第8号並びに第2項第4号、第7号及び第8号」を「第1項第5号及び第9号から第12号まで並びに第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第10号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中 「スポーツ振興課」 を 「スポーツ振興課  
部活動地域展開推進室」 に

改め、住宅政策課の項中「瑞樹団地の分譲事務、」を削る。

別表第6第2項の表中

「	作業服（夏）（下）	2	教育総務課、市立小・中学校、市立工業高等学校及びキゴ山ふれあい研修センターに限る。	を
	ファン付作業服（扇風機その他の空調用電気機械器具を取り付けた衣服をいう。）	1		
「	作業服（夏）（下）	2		に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第11号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に改め、同条第2号中「100分の157.5」を「100分の153.75」に改め、同条第3号中「100分の270」を「100分の266.25」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第12号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第10条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当に限る。）」を加える。

第23条第1項中「翌月10日」を「翌月20日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の計算期間に係る基本報酬について適用し、施行日前の計算期間に係る基本報酬については、なお従前の例による。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第13号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第6アの表中「1級25号給」を「1級29号給」に、「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に、「1級29号給」を「1級33号給」に、「1級19号給」を「1級23号給」に、「1級9号給」を「1級13号給」に改め、別表第6イの表中「2級31号給」を「2級35号給」に、「2級13号給」を「2級17号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級21号給」を「1級25号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、別表第6ウの表中「1級25号給」を「1級29号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、別表第6エの表中「2級15号給」を「2級19号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級17号給」を「1級21号給」に、「1級7号給」を「1級11号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、別表第6オの表中「2級11号給」を「2級15号給」に、「2級5号給」を「2級9号給」に、「1級13号給」を「1級17号給」に改め、同オの表の備考第2項中「2級9号給」を「2級13号給」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第6の規定により初任給を決定された職員の号給については、改正後の別表第6の規定により初任給を決定された職員との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第14号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「1級17号給」を「1級21号給」に、「1級21号給」を「1級25号給」に、「1級13号給」を「1級17号給」に、「1級9号給」を「1級13号給」に、「1級1号給から1級77号給まで」を「1級5号給から1級81号給まで」に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第4の規定により初任給を決定された技能労務職員の号給については、改正後の別表第4の規定により初任給を決定された技能労務職員との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第15号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第55条中「又は様式第27号の2」を削り、「添え、」の次に「会計管理者又は」を加える。

第66条第2項第2号中「日額時間額パートタイム会計年度任用職員」という。）の次に「（庶務事務システム（市長が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。以下同じ。）を使用する方法により勤務の管理等が行われる者を除く。）」を加え、同項第10号中「基本報酬の額が月額で定められている職員」の次に「及び日額時間額パートタイム会計年度任用職員（庶務事務システムを使用する方法により勤務の管理等が行われる者に限る。）」を加える。

第165条第1項中「」により」を「))により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計管理者は、必要があると認める場合は、現金出納員及び現金取扱員が収納した現金を同項に規定する期日までに会計管理者に引き継がせることができる。この場合において、現金出納員及び現金取扱員は、当該収納した現金の内容を書面により明らかにしておくものとする。

附則第10項を削り、附則第11項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とし、附則第13項を附則第12項とする。

様式第20号第2葉（表）、様式第22号その1イ（表）及び同様式その3（表）並びに様式第23号その1イ中「領収済通知書」を「収入済通知書」に改める。

様式第24号の3その1イ（表）中「領収済通知書」を「収入済通知書」に改め、同様式その3（表）中「領収済通知書」を「収入済通知書」に、「不納」を「不能」に改める。

様式第24号の4その1第3葉中「領収済通知書」を「収入済通知書」に改め、同様式その2の備考第1項及び同様式その3の備考第1項中「不納通知」を「不能通知」に改め、同様式その4及び同様式その5（表）中「領収済通知書」を「収入済通知書」に改める。

様式第27号第1葉中

「 右記の金額を領収しました。

金沢市指定金融機関、金  
沢市指定代理金融機関又 を  
は金沢市収納代理金融機  
関

「 右記の金額を領収しました。

金沢市会計管理者、金沢  
市指定金融機関、金沢市 に改め、同様式の備考を次のように改める。  
指定代理金融機関又は金  
沢市収納代理金融機関

備考 この様式は、次に掲げる場合に使用すること。

- (1) 会計管理者、現金出納員又は現金取扱員が金沢市指定金融機関等に払い込む場合

(2) 指定公金事務取扱者が会計管理者又は金沢市指定金融機関等に払い込む場合  
様式第27号の2を削る。

様式第33号(表)及び様式第83号第2葉中「領収済通知書」を「収入済通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第66条第2項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の計算期間に係る給与、報酬及び費用弁償について適用し、施行日前の計算期間に係る給与、報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

4 施行日前に交付された改正前の金沢市財務規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市財務規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

#### ●金沢市規則第16号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項中「23,706円」を「21,870円」に、「37,584円」を「33,102円」に改め、同表東京公舎6号の項中「21,440円」を「19,280円」に改め、同表金沢公舎2号の項中「17,390円」を「16,058円」に、「27,676円」を「24,642円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

#### ●金沢市規則第17号

金沢市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食費条例施行規則(令和3年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

(1) 児童(次号に掲げる者を除く。) 0円

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものその他これに類する給付として市長が認めるものを受けている児童 市長が別に定める額

(3) 生徒 293円

(4) 児童又は生徒と同様の学校給食を受ける教職員等 市長が別に定める額

第4条第2項及び第9条中「児童、」を削る。

様式第1号その1中「児童手当及び特例給付に」を「児童手当に」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「(児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。)」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「児童又は」を削る。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の金沢市学校給食費条例施行規則の規定(様式第1号の規定を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される学校給食に係る学校給食費及び教職員等給食費について適用し、施行日前に提

供された学校給食に係る学校給食費及び教職員等給食費については、なお従前の例による。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 山 田 啓 之

●金沢市規則第18号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年(2026年)3月4日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄